

◎ 月一報恩講(寺子屋サロン): 13時30分~15時

開催日は28日に固定し(土日なら直前の金曜日に変更)、親鸞聖人の御命日にちなみ「月一報恩講」と呼ぶことにします。

その月のテーマ

9/26(金) 住職が万博寺に出講するのでお休み

10/28(火) (雑談しながら)仏具のお磨き

11/28(金) (少々早いけど)今年の振り返り

◎ 死別の分かちあいの集い: 13時~15時

・夫を亡くした方: 毎月第1土曜日(10/4・11/1・12/6)

・自死遺族の方: 毎月最終土曜日(9/27・10/25・11/29)

当事者の方々が分かちあいの集いです。住職も参加します。

◎ 整体教室・寺ヨガ・アロマハンドケア・敬老カフェ・よろず相談会

毎月開催していますが、日にちや曜日を固定していませんので、お寺の掲示板をご覧いただくか、お寺までお問い合わせください。

◇ 寺院護持費(墓地管理費)について

例年 秋季彼岸会の時期は お納めいただく方が多く
玄関が混み合います。お振り込みもどうぞご利用ください。

【ゆうちょ銀行 15190-55770601】

他金融機関からゆうちょ銀行へ振り込まれる際は、
次のように入力してください。

【名義】チヨウカクジ 【店名】五ーハ(読み ゴイチハチ)

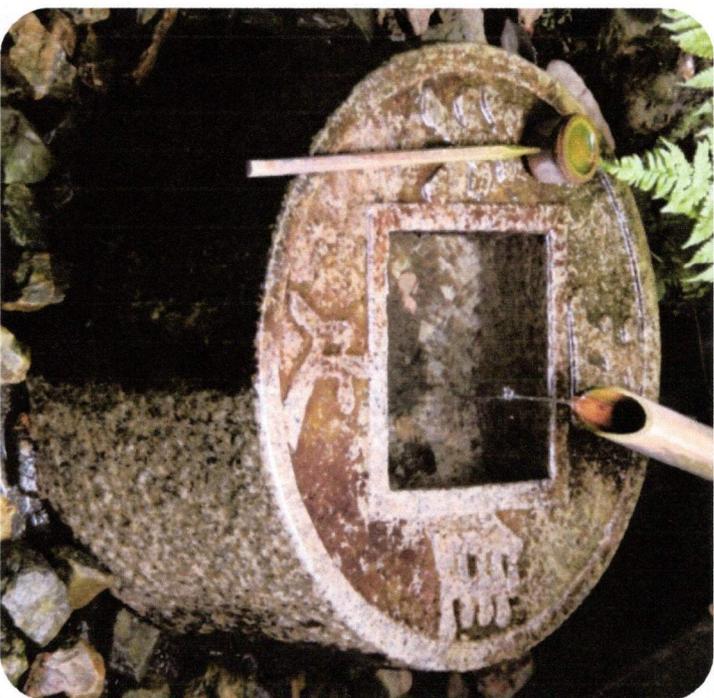
【店番】518 (普通預金) 5577060

◇ 報告・連絡・“僧”談

大阪・関西万博に行かれた方も多いことでしょう。9月26日(金)に万博会場内の“イベントポツアツプスペース東”にて、「万博寺」という超宗派の僧侶による企画があります。タイムスケジュールは調整中ですが、雅楽・漫才法話・生前葬セシモノー・超宗派万博寺法要・仏教音楽ライブ・テノ法要・御朱印の筆書き・念珠づくり体験・大屋根リング練習歩き等を開催する予定です。私も参加しますので、当日来られる方は現地でお会いしましょう。 発行人:超覚寺住職 和田隆彦(釋隆恩) (*ーー)人i~合掌

2025年9月秋 超覚寺報 第68号

【八丁堀だより】



吾唯足知

浄土真宗(真宗大谷派・東本願寺)



林鶯山
憶西院

超覚寺



RIN-0-ZAN OKU-ZEI-IN CHO-KAKU-JI

[since 仏暦2162, 西暦1619, 元和5]

〒730-0013 広島県広島市中央区八丁堀 5-2

Tel : 082-221-1234 ; 090-9999-3113

Mail : wadda@namuamidabutsu.com

HP : <http://www.namuamidabutsu.com>

<http://mytera.jp/tera/48chokakakuji>

超覚寺 秋の法要のお知らせ

慈光のもと、平素は様々にお世話になっておりますこと、
ありがとうございます。

さて、下記の通り法要・法座を勤修いたしますので、
ご参詣くださいますよう、ご案内申し上げます。<(_ _)>

◎ 2025年 秋季彼岸会(永代経)法要

9月20日(土) 13時30分～ 勤行:住職

14時～15時30分 法話(休憩有)

瓜生 崇師(滋賀県東近江市玄照寺)

東本願寺の僧侶では最も法話をされている方です。
内容は難しいかもしれませんが、その熱量あふれる
話し振りは、さながらロツクのライブのようです。



◎ 2025年 報恩講法要

11月8日(土) 13時30分～ 勤行:市内法中

14時頃～15時30分 法話(休憩有)

石田元師(浄土真宗本願寺派長福寺住職)

広島青年僧侶春秋会(浄土真宗の40歳までの若手僧侶で構成されて
いる会)でもご活躍されている西本願寺のお寺の若手住職さんです。

同封の「茉莉花」リレー聞法にも書きましたが、当初は元師のお父様で
ある博文師に法話をご依頼していました。6年前の超覚寺開基400周年
法要でもお話ししていただきましたが、本願寺派布教使として益々活躍
されたので、大谷派と違う味わいの法話をまた聴きたいと思っていました。
3ヶ月前にお見舞いに伺った際、「まだ完治していないので万が一穴で
も開けてしまったら…」とのことでしたので、息子さんとの二人体制でお願
いしました。でもその予感は見えない方でしたので、今回は息子さ
んだけの登壇になります。

お浄土にいらっしやる博文師と共に、私も有難く拝聴したいと思えます。

☆ 最近何かと話題のAI(人工知能)に浄土真宗の解説を尋ねたら、

以下の答えが出ました。

① 阿彌陀さまの救い(本願)

浄土真宗は、「阿彌陀如来(あみだによらい)」という仏さまが、「すべての人を例
外なく救いたい」と願われた「本願(ほんがん)」を信じる教えです。阿彌陀さま
は「苦しみや迷いの世界(娑婆:しやば)」で悩み続ける人々を見て、「私が必ず
浄土(安らぎの世界)に生まれさせる」と誓いを立てられました。

② 他力の信心

浄土真宗では、自分の努力(自力:じりき)で悟りを得るのではなく、阿彌陀さま
のはたらき(他力:たりにき)によって救われることを大切にします。これは、「私た
ちは迷い深く弱い存在だけれども、そのままの私を阿彌陀さまが救ってくださる」
という安心(あんじん)の教えです。

③ 念仏(南無阿彌陀仏)

浄土真宗の実践は「南無阿彌陀仏(なむあみだぶつ)」と念仏することです。こ
れは「阿彌陀さまにすべておまかせします」という感謝の気持ちを表した言葉で、
救われるための修行や努力ではなく、すでに救われている喜びを表すものです。

④ 報恩感謝(ほうおんかんしゃ)

浄土真宗の生き方は、「救われた喜びや感謝」を周りに伝えていくことです。救
いをいただいた感謝の気持ちだが、自然に私たちの行動や考え方を変えていき、
周囲の人への優しさや慈悲となって表れていきます。

⑤ 現世利益(げんぜりやく)を求めない

浄土真宗では、健康や金銭的な利益といった現世利益を仏さまに求めることを
しません。阿彌陀さまは、私たちの生死の苦悩を超えた「根本的な救い」を与え
てくださる仏さまだからです。

以上を一言でまとめると、「迷い苦しむ私を、そのまま阿彌陀さまが救ってくださる。
その喜びと感謝のなかで、『南無阿彌陀仏』と生きる教え」これが浄土真宗の教え
の核心です。

大切な内容を簡潔にまとめられています。ただ、浄土真宗の救いが、「死んだ後に
お浄土に生まれていくこと」だけにあるように受け取られる恐れがあります。

浄土真宗の救いの中心は、『今・こゝわたしは、阿彌陀さまの光の真只中であ
るから安穩である』ということです。これが浄土真宗の現世利益です。浄土真宗は
煩惱を叶える現世祈禱はしませんか、それを超える広大な功德があるのです。

☆ 安楽死先駆国オランダ発 ～「自分の人生は自分で決める」自立と尊厳～
2023年1月、オランダの海辺の町で、アルツハイマー型認知症を患った60代の女性が安楽死した。その日はラストランチで親族らと最後の食事をした後、夫と帰宅。そこに訪れた主治医が寝室で最後の意思確認をして注射を打ち、約30分後に息を引き取った。この2年前に認知症と診断された彼女は、自分で意志表示ができなくなる前に、代理人となった夫の助けを借りて安楽死申請の書類を作成していた。彼女はそこに「自分で自分の人生を決定できなくなることは耐えられない『苦痛』と記載。続いて『夫の妻でもない、夫と共に過ごし、人生の決断をしてきた。それができないならば、安楽死を求めます』と痛切な思いを書き記した。その決意は症状が進んでも変わらず、2022年11月に主治医は安楽死の実施を判断。セカントピニオンを行う第三者の医師も同意し、その上で取られた措置だった。

オランダが世界で初めて安楽死を合法化したのは2002年だ。この法律では、患者が自らの意思で希望し、また、その結果を理解していることを前提として施行（医師による薬剤の投与）される。患者が耐え難い肉体的苦痛や精神的苦痛を抱え、それが回復不可能であると医師が判断した場合に限って適用される。安楽死の申請はきびしく管理され、審査に当たる医師は、患者の苦痛の状態を詳細かつ慎重に評価することが義務づけられている。

安楽死法の施行直後の2002年は1882件だった実施件数は、2023年には9000件超へ増加。これはオランダにおける全死者数の5.4%に相当する。安楽死増加の一因になっているのが、先に紹介した事例のような、認知症に適用されるケースが増えていることにある。本人の判断力を失う前に、きちんと文書化した上で、の合意があれば、それに基づいて認知症患者の安楽死も認められるようになったのが、近年の大きな変化だと言われて、ますます安楽死の権利を行使する人が増えている。

安楽死が合法化された背景には、患者の自立性と尊厳を重視しようとする、ヨーロッパ社会ならではの文化的背景がある。特にオランダでは、その考え方が社会に深く根付いており、近年では精神的な疾患に悩む人々への配慮も重要視されている。先の事例の女性が訴えた「自分で自分の人生を決定できなくなることは耐えられない『苦痛』は、オランダという国だからこそ認められる精神的状態なのかもしれない。

安楽死が合法化されているとはいえ、倫理的に許される行為なのか、という懸念は、もちろんオランダ社会にも残っている。そのため、安楽死の要件やその適用範囲については、賛成派と反対派の間でつねに議論が繰り返されている。たとえば、2019年に公表された世論調査によると、成人国民の87%が「特定の状況下では安楽死が可能」

と「あるべき」と支持を表明しているが、それだけでなく多くの人々が「安楽死を望んでいる」といって、実はそうではない。つまり、この安楽死法が存在か、実際に自分自身に用いるかどうかとは別に、人々に一種の安心感を与えて、いざという時の保険のような効能があるのではないか、といわれている。これもまた、ひとり一人が心に抱く「尊厳ある最期」が重視されているオランダならではの考え方も見えない。

オランダの安楽死は、「望めば誰でも自由に死ねる」わけではなく、患者からの申告が認められないケースも多数ある。2019年の事例だが、動脈瘤破裂の危険性が高まり、約6週間寝たきりの生活を送った87歳の男性は、リハビリに努めて一時的に回復したものの、今度は原因不明の全身のけいこに襲われた。それとともに以前手術した心臓疾患の症状が再発し、「2年間、まさに死んでいるような状態になり、耐え難い苦痛だった」と述べて、安楽死を申請した。ところが、改めて彼を診察した心臓、血管外科、皮膚科の各専門医は、「意識がはっきりしている」「歩行できる」「ふつうの生活ができる」などとして、安楽死にストップをかけたのだ。

実際、安楽死の申請件数は、実施件数を大きく上回っていることが、独立機関である「安楽死専門センター（2012年設立）」の活動報告書にも記されている。それによると、申請件数に占める承認件数の割合は毎年3割前後に留まっており、約7割は却下されているとのこと。その理由は、自ら申請を撤回するなど患者側の事情が過半数を占めるが、「安楽死に必要な要件を満たしていない」という理由も少なくないようだ。オランダの実情を見れば、望めば誰でも安楽死が選べる、というわけではない。

安楽死といえば、人生の後半に入った中高年が選ぶもの……、というイメージが強いが、オランダ政府は2024年4月、従来の安楽死法の対象を拡大し、1〜11歳の子どもの安楽死を認める方針を明らかにした。死は年齢を選ばない、というわけで、終末期の子どもにも「絶望的で耐えがたい苦しみを終わらせる唯一の合理的な選択肢」を与えようという判断がなされた。それまで認められていたのは12歳以上（ただし、16歳未満の場合は保護者の同意も必要）で、1歳未満の乳児については、保護者の同意がなければ認められていた。今回の変更によって全ての年代の子どもが対象になったが、今後社会的な議論が繰り返さう。安楽死にまつわる意見のやり取りが活発化しているヨーロッパでは、安楽死先駆国であるオランダの動向はつねに注目の的になっている。

日本では、延命治療を希望しない尊厳死（「消極的安楽死」とも言えるが……）までしか認められていない。これまで安楽死を望む末期がん患者さんに幾人も出会ったが、臨床宗教師として希死念慮を伺うことで、そのお気持ちから受ける方も少なくなかった。苦の解決法が「死」だけではないことを伝えるのも、僧侶として私の役目だと思っている。

（インターネットサイト「世界の葬送文化」より、加筆修正）